

## 新設規制に関する事前評価書

＜鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律＞

規制の名称	狩猟免許区分の見直し		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	電話番号： 03-5521-8282 電話番号： 03-5521-8285	e-mail： shizen_yasei@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月21日		
政策目的	鳥獣による農林業被害の対応として、農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を適切に進め、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るもの。		
規制の内容	<p>近年、農家がイノシシ等による農業被害を自ら防ぐため、狩猟免許を取得してわな猟を行う事例が増加している。しかし、現在の狩猟免許区分は「網・わな猟免許」となっており、網とわなの両方に係る知識等が必要であることから、専らわな猟を行おうとする者にとって、免許の取得に過剰な負担を課す結果になっている。このため、現行の「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」とに区分し、「わな猟免許」のみの取得も可能とする。</p> <p><b>根拠条文</b> 法第39条</p>		
規制の必要性	近年、農家がイノシシ等による農業被害を防ぐため、自ら狩猟免許を取得してわな猟を行う事例が増加している。しかし、現在の狩猟免許区分は「網・わな猟免許」となっており、網とわなの両方に係る知識等を学ぶ必要があり、専らわな猟を行おうとする者にとって、免許の取得に過剰な負担を課す結果になっている。このため、網とわなのそれぞれの猟法に特化した免許制度とすることで、試験の内容を限定し、受験者の負担を軽減する必要がある。		
期待される効果	近年のわな猟に係る狩猟免許取得の需要に応じ、これまでの網・わな免許を区分し、わなのみの免許取得を可能とすることで、免許を受けようとする者の負担軽減及び狩猟人口の確保が図られる。(なお、平成17年に措置された特区要望の効果として、鳥根県等の5県におけるわな猟免許の受験者数は前年比約2倍となっている。)		
想定される負担	近年の狩猟免許取得のニーズに応じ、必要な範囲での免許取得を可能とするものであり、狩猟者の負担軽減が図られる。		
想定できる代替手段との比較考量	代替措置として「網・わな猟免許」の合格基準の見直し等も考えられるが、安全の確保の観点から、猟具の適正な使用方法等に係る知識・技術の習得は必須であり、免許を区分することにより、試験等における専門性の向上も見込めることから、免許区分の見直しが最も合理的であると考えられる。		
備考			
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。		